

特定教育・保育施設等の利用者負担額について

国においては、幼児教育無償化への取り組みとして、第2子は、利用者負担の上限額基準の半額、第3子以降は、無償化などの措置を行っているところであります。

今般、平成30年度の国の予算案においては、年収360万円未満相当世帯の利用者負担の軽減を予定しております。

利用者負担額

(単位 円)

階層 区分	定 義		利用者負担額 (月額)				
			公立幼稚園		私立幼稚園		
第 1	生活保護世帯など		0		0		
第 2	町民税非課税世帯 町民税均等割課税世帯 (～約270万円)	ひとり親 世帯等	0		0		
			上記以外 の世帯	第 1 子	2,200	第 1 子	3,000
		第 2 子以降		0	第 2 子以降	0	
第 3	町民税所得割 課税世帯 (～約360万円)	ひとり親 世帯等	第 1 子	1,000	第 1 子	3,000	
			第 2 子以降	0	第 2 子以降	0	
		上記以外 の世帯	第 1 子	4,000	第 1 子	14,100	
			<u>改定</u>	<u>2,800</u>	<u>改定</u>	<u>10,100</u>	
			第 2 子	2,000	第 2 子	7,050	
			<u>改定</u>	<u>1,400</u>	<u>改定</u>	<u>5,050</u>	
第 3 子以降	0	第 3 子以降	0				
第 4		144,000円以下		第 1 子	5,800	第 1 子	20,500
		第 2 子	2,900	第 2 子	10,250		
		第 3 子以降	0	第 3 子以降	0		
第 5	(～約680万円)	211,200円以下		第 1 子	7,200	第 1 子	20,500
		第 2 子	3,600	第 2 子	10,250		
		第 3 子以降	0	第 3 子以降	0		
第 6	(約680万円～)	278,200円以下		第 1 子	8,800	第 1 子	25,700
		第 2 子	4,400	第 2 子	12,850		
		第 3 子以降	0	第 3 子以降	0		
第 7		278,201円以上		第 1 子	10,500	第 1 子	25,700
		第 2 子	5,250	第 2 子	12,850		
		第 3 子以降	0	第 3 子以降	0		